

イスラエルにおける ウルトラオーソドックス ユダヤ教超正統派の思想と行動

東洋英和女学院大学 国際社会学部

教授 池田明史

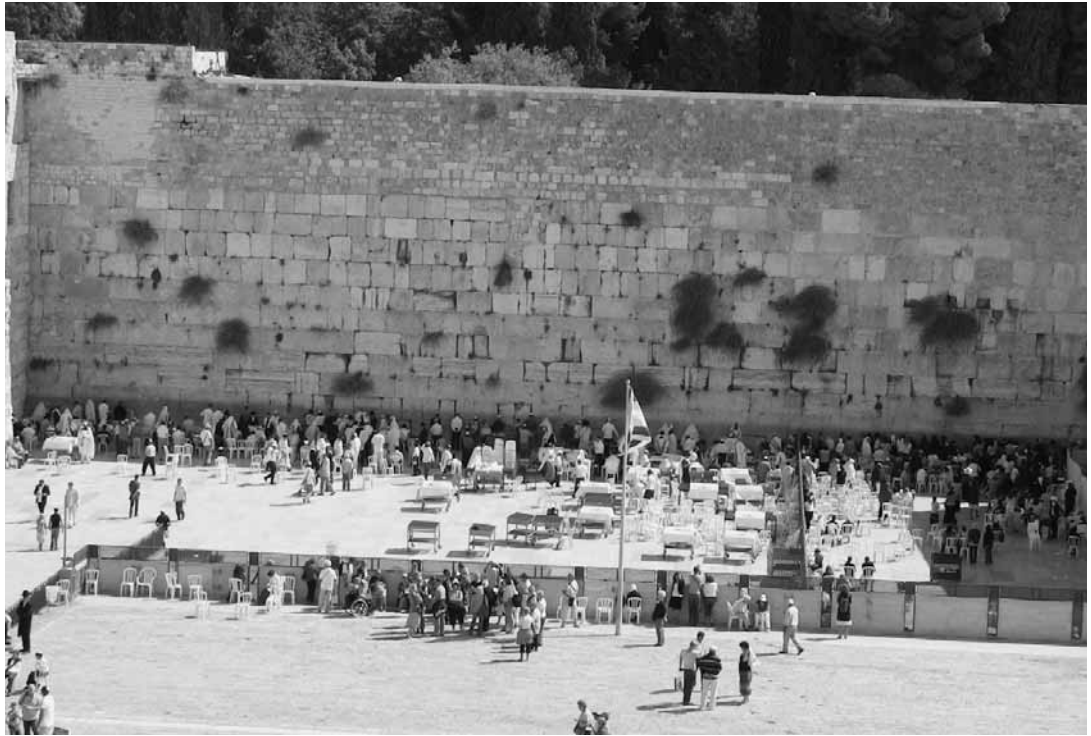
重なった祭日

グレゴリオ暦2008年9月30日は、ユダヤ暦5769年元旦にあたる。ユダヤ暦の一日は日没から始まるから、正式には9月29日の日暮れが「天地創造から5769年目のロシュ・ハシャナ（1月1日）」ということになる。今年はこの時期がヒジュラ暦ラマダン月の明けのイード・アル・フィトルの祭りとはほぼ重なったため、偶々訪れていた聖地エルサレムでは極めて珍しい光景を目にすることとなった。周知のように、エルサレム旧市街は世界の三大一神教と呼ばれるユダヤ教、キリスト教、イスラームの共通の聖地である。ユダヤ教はかつての古代イスラエル王国全盛期の残滓である「嘆きの壁」を中心に、キリスト教はイエス磔刑の地（ゴルゴダ）を覆った「聖墳墓教会」とこれに至る「十字架の道（ヴィア・ドロローサ）」その他の聖跡を、またイスラームは岩のドームやアル・アクサ・モスクを含む「ハラム・アッシャリフ」をそれぞれ抱えて、全世界からの巡礼客・参拝客を迎え入れている。

これら三つの一神教では、当然ながらそれぞれの生活のリズムは異なる。金曜日はイスラームの礼拝日（ジュマア）だが、金曜の日没から土曜の日没までがユダヤ教のシャバット（安息日）で、日曜日はキリスト教の聖日と続く。まさに共通の聖地ならではの宗教的雰囲気溢れた一週のカレンダーだが、裏を返せばどこかで

必ず開いている店があるということにほかならない。ムスリムにとって土曜日が、ユダヤ教徒にとって日曜日が、それぞれ週の最初の勤労日になるし、キリスト教徒にとっては金曜日が週の最後の勤労日となるからである。同様に、一年のカレンダーでも各宗教で祭日は異なるので、エルサレムに住んでいる限り店屋がどこもかしこも閉まっていた往生したという経験はあまりなかったように思う。いわゆるインティファダ（パレスチナ人蜂起・騒乱）の時期に、占領に対する抗議でゼネストをやるとか、治安の悪化で止む無く街全体でシャッターを降ろす（当局命令で降ろさせられる）といった事態のときも、顔見知りの店に行けば細めに開けた扉から中に招じ入れてくれたものであった。

ところが、今回は9月29日夕刻以降、エルサレムではユダヤ人側もパレスチナ人側も大半の店が一斉に閉まり、翌30日の旧市街周辺は前日までの喧騒とは見間違えるほどの静かなたたずまいを見せていた。おそらく、日本でも数十年前までは確実に見られたであろう「年末」と「年始」の対照、つまり大晦日までの商店街の賑わいと正月元旦の「歳改まった」静寂との間のけじめが、ここでははっきりと生きていることを実感させられたのである。もとよりヒジュラ暦の新年（1430年）が来るのはまだ2ヵ月も先の12月末であり、イードはラマダン明けの祝祭なのだが、晴れ着を着た女の子が連れ合って「お



「嘆きの壁」で祈る人々

年玉」で買い食いをしていたり、新しい靴やシャツに身を包んだ男の子たちがプレゼントにももらったおもちゃの鉄砲で「撃ち合い」をしている光景を見ると、何となく風揚げやらベゴマ廻しやらに興じた子供の頃の正月の雰囲気を出して、場所・風物・環境・状況の違い一切を捨象して懐かしい気分浸れた。パレスチナ人側、とりわけ旧市街にはキリスト教徒も多いのだが、彼らにとってもこのイードはムスリムたちとお祭り気分を共有する機会のようなのである。神仏習合の日本のようなでたらめさはないものの、パレスチナ人の中のムスリムとキリスト教徒相互の祭日に対する感覚にも、神社の氏子ではないのに初詣に出かけ、仏教徒でないのにお盆の休みを心待ちにし、キリスト教徒でもないのにクリスマス・イヴにドンチャン騒ぎをやらかす日本人の心境と相通じるものがあるのかもしれない。

ユダヤ教徒？ユダヤ民族？：ユダヤ人の自己規定
いずれにせよ、旧市街のこうした「正月気分」がことさらに際立ったのは、ユダヤ人側もやはり正月元旦(こちらは正真正銘のユダヤ暦新年)で、こちらも非日常的な静謐の中にあつたという事情がある。通常は一方が祝祭気分でも他方は日常生活の真っ只中ということがほとんどで、その分だけ非日常性は相殺されるのに対して、今年に限っては双方が同時に同様の非日常性に浸ることになった。太陽暦のグレゴリオ暦とはもちろん、太陰太陽暦のユダヤ暦と太陰暦のヒジュラ暦との間にも一年で数日のズレが生じる。ズレが年々累積されて、今年は双方の祝祭が重なることとなったからである。

しかし、旧市街の城壁から大通りを一本隔て
ウルトラオーソドックス
た超正統派ユダヤ人居住区に入ると、同じ正月風景でもがらりと趣が変わってくる。男の子にせよ、女の子にせよ、似たような年頃の近所の

子供同士が連れ立って遊んでいるパレスチナ人街区とは対照的に、ユダヤ人街区では両親と子供からなる家族が単位で、街の至るところを闊歩している。多くは4、5人の子供たちを連れ歩き、ほとんどがベビーカーを押している。行く先があるのかわからないのか、とにかく街に出歩いて、そこそこで知人に遭っては挨拶し雑談に耽っている。親も子どもも、^{ウルトラオーソドックス}超正統派ならではの晴れ着姿である。彼らの街区では祭りや安息日に車を乗り入れることは禁じられているため（動いている車は、救急車であろうと投石を受ける）、道路は黒ずくめ・白ずくめの装束に身を包んで長短さまざまに髭・もみあげを伸ばした父親、頭をすっぽりとスカーフで巻き、長い丈のスカートを穿いた母親、こざっぱりとはしているがわれわれの眼からは垢抜けないように見える「よそ行きの服」を着せられた子供たちといった、典型的な^{ウルトラオーソドックス}超正統派ユダヤ人家族で占拠され

るのである。

^{ウルトラオーソドックス}彼ら超正統派とは何ものか、といえば、端的に「ユダヤ人とは何よりも神を畏れるユダヤ教徒でなければならない」と信じる人々のことである。その際、「神を畏れる」ことの具体的な内容は、ユダヤ教に代々受け継がれた「正統的な伝統」を墨守し（祖法遵守）、ユダヤ律法の教習と研鑽とを生活の中心に置き、これを守る人々のネットワークを後生大事に暮らして行くことにほかならない。ヘブライ語では彼らを称して「^{ハレディ}神を畏れる人々」と呼ぶ。

「ユダヤ人国家」として建国されたイスラエルにおいて、^{ウルトラオーソドックス}超正統派は特殊な位置づけを与えられている。ユダヤ人国家の「ユダヤ人」とは、基本的に「ユダヤ民族」を指しており、建国理念であるシオニズムとは要するにユダヤ民族主義のことである。ユダヤ人の自己規定をめぐっては、つまりユダヤ民族なのかユダヤ教徒なの



ユダヤ暦元旦の超正統派居住区

かという問題をめぐっては、建国以前から長い不毛な論争と対立とが続いていた。「不毛な」というのは、そもそもユダヤ人概念はその出発点から民族と宗教との両契機が「同じコインの表裏」の形に組み込まれていたからにほかならない。ユダヤ教の根本経典であるトーラー（旧約聖書のモーゼ五書）では、バビロニアの片田舎から彷徨い出たアブラムが唯一の神に出会って契約を交わし、以後アブラムと名乗るようになった経緯が記されている。しかしその契約の中身は、唯一の神を誠実に信仰する限りにおいてその神が「アブラムの子孫を祝福する」と定めている。その意味では旧約聖書は、血のつながったユダヤ人の歴史を記した民族史なのである。このような宗教説話＝民族神話の歴史的信憑性が問題なのではなく、これを自分たちの物語として信じている人々のことをユダヤ人と呼んでいるという事実が重要なのである。そうだとすれば、ユダヤ人の自己規定がユダヤ教徒とユダヤ民族との二つの契機によってあざなわれた縄のようなものであって、この両者を切断し一方が他方を否定することは不可能だということになる。それは、ユダヤ人という主体を分裂させ、その統合を失調させることになるからである。

「現状維持」協定と超正統派^{ウルトラオーソドックス}への特権付与

イスラエル建国に際し、ユダヤ人が民族派（シオニスト）と宗教派（超正統派）とに分裂して統合失調症に陥るといふ危険性に対して、両者の間にはいわゆる「現状維持（Status Quo）」協定が締結されて問題の凍結ないし棚上げによる妥協がはかられた。超正統派はイスラエルを「ユダヤ人国家」として特殊な存在であるとは認めないものの、異教徒によって支配される国家に寄留する離散ユダヤ人が心掛けていた「遵法精神」を維持し、イスラエル国家の国法にしたがってその市民となる。これは、イスラエル建国

が「神による救済を待望する」という伝統的なユダヤ教の観点からは、あってはならない「自力救済の試み」であって、ユダヤ人として明らかな逸脱であるばかりでなく、背教行為でさえあるという従来の主張から大きく譲った立場であった。その対価として彼らは、イスラエル国家の公的領域におけるユダヤ教規範（公休日や食事戒律 etc.）の法制化や私的身分法への介入（ユダヤ教規範に則った婚姻やユダヤ人規定）を民族派に認めさせ、また彼ら自身についても「子弟教育の基本的自治」と「兵役義務の免除」とを勝ち得たのである。

ところがこのような超正統派^{ウルトラオーソドックス}に対する民族派の譲歩としての特権付与が、その後のイスラエル内政における大きな軋轢の原因となった。超正統派の子弟教育とは、一般にイエシヴァと呼ばれるユダヤ教の戒律学習・研究の学校に男児を自閉させ、世俗的な学問から切り離し隔離することを意味した。現状維持協定によって、これらイエシヴァの学徒は徴兵を免除されるだけでなく、イエシヴァでの学業継続を支える奨学金を国庫から給付されることとなった。要するに、イエシヴァの学徒である限りイスラエル国家がその生活を保護するという仕組みが出来上がったのである。国民皆兵を建前とするイスラエル国家にあって、兵役という義務を負担せず、イエシヴァに引き籠ってさえいれば結婚しようが子供ができようが政府が最低限の生活の面倒を見てくれるという超正統派^{ウルトラオーソドックス}の特権的地位に対しては、一般の国民から常に厳しい批判と非難とが浴びせかけられてきた。

こうした超正統派^{ウルトラオーソドックス}と世俗的な一般国民（以下では世俗勢力と呼ぶ）との間で常に具体的な政治的争点とされてきたのが児童年金問題であった。「結婚しようが子供ができようが」と書いたが、実は結婚して子供を生めば生むほど労働をしない彼らの可処分所得が増大するというとんでもないシステムがあったのである。1959年以

降、政府は出生率促進と大家族支援とを目的として子供4人以上の多産家族を対象に年金を給付してきたが、1970年以降は支給対象を「家庭内に少なくとも1人の予備役ないし退役兵士が存在すること」を条件に付した。既に述べたように^{ウルトラオーソドックス}超正統派は兵役免除となっており、政治的理由から同様に徴兵を免れているアラブ系市民と共に、この要件を満たさないとして支給対象から排除されたのである。

しかし宗教的理由その他からイスラエルのユダヤ人社会における多産家族の大多数は^{ウルトラオーソドックス}超正統派に属し、このため時間の経過とともに彼らの人口全体に占める構成比は増大、これに伴って政治的影響力も拡大した。とりわけ80年代以降は彼らを票田とする宗教諸政党が大政党間の連立工作に際する合従連衡のプロセスで存在感を強め、議会内でキャスティング・ボートを握る状況が続いて、児童年金問題はそうした宗教政党を連立に取り込むための「人質」のような位置づけとなった。この結果、兵役を事実上の条件とする上述の支給制限は1996年に撤廃された。

その後も児童年金をめぐる^{ウルトラオーソドックス}超正統派の政治的攻勢は強まり、2000年末には法案提出者の名からハルパート法と呼ばれる改正法案が議会を通過、これによって5人目以降の子供を持つ家庭への児童年金は大幅に増額された。18歳以下の子供が8人という家族は超正統派では珍しくないが、そのような家庭を例に採れば、ハルパート法施行以前は月額3,799シェケルだった児童年金額が施行後4,827シェケルに跳ね上がった。第一子・第二子に対して一律171シェケルであった給付額が、第五子以降のすべての子供に対して850シェケルが支給されることとなったからである。この結果、2001年の児童年金支払い総額は74億シェケル（2007年換算では82億シェケル）に膨張、国庫を強く圧迫した。

児童年金をめぐる政治的攻防

宗教政党の連立離脱や、連立における役割後退といった内政力学の変化によって、2002年以降は世俗勢力の巻き返しははかられ、児童年金問題は^{ウルトラオーソドックス}超正統派と世俗勢力との間の政治的な主戦場となった。世俗主義の中道政党カディマと左派である労働党との連立政権（シャロン内閣およびオルメルト内閣）の下で、段階的ではあったが児童年金に対して大鉦が振るわれ、給付月額第一子・第二子が152シェケル、第三子が182シェケル、第四子以降には337シェケルへと減額された。2001年に4,800シェケル強を得ていた子供8人の家庭は、1,400~2,200シェケルを給付されるにとどまる結果となったのである。さらに、2003年6月以降に生まれた子供は、その出生序列にかかわらず一律に152シェケルを受給することとなった。これら一連の改革の結果、2007年には児童年金の受給件数240万人のうち、なお337シェケルを受給する特恵の対象者は17万7千人（7.5%）にまで押さえ込まれた。国庫は6年間で190億シェケルを節減したことになる。2007年の児童年金支払総額は48億シェケルで、2001年と比較すれば41%減となった。

このような改革は、しかし、^{ウルトラオーソドックス}宗教勢力とりわけアジア・アフリカ系の超正統派を支持基盤とする政党シャスが2006年にオルメルト連立内閣に加わったことで減速を余儀なくされた。当初、児童福祉の改善を唱えて児童年金の増額を要求したシャスに対して、世俗勢力は子供5人以上の多産家庭はユダヤ人社会の超正統派とアラブ人社会のベドウィンに集中していると指摘、増額が児童福祉全般の改善につながらないとしてこれを斥けた。次にシャスは、^{ウルトラオーソドックス}児童年金の減額と戒律教育予算の削減とが超正統派の生活を直撃しており、児童年金は一種の救貧政策の側面を持つはずで、増額は当然の要求だと主張した。

世俗勢力の反論は大筋以下のようなもので

ある。例えばハルパート法施行下の2002年、^{ウルトラオーソドックス}超正統派においては必ずしも珍しくない子供10人の多産家庭は6,500シェケルの児童年金を受給していた。これは2007年換算で9,000シェケルに相当するが、同じ2007年の労働者の平均賃金は7,800シェケルであることを考えれば、これが異常な水準であることは明らかである。通常の家庭では子供の数は所得に応じて(すなわち経済的な養育可能性を考慮して)決定される。ハルパート法の下で多産家族は「産めば他人が養育してくれる」という特惠を受けることになり、結果的に就労へのインセンティブが失われる。児童年金の増額は、詰まるところ労働忌避を助長するだけであって救貧政策にはならない。むしろ年金額の削減こそが、労働市場から離れている超正統派の人々を就労に向かわせる効果をもたらす、結果として自助による貧困からの脱出が可能となるのである、と。

貧乏人の子沢山：もっと働けば？

政局の混迷に伴い、シャスは連立政権残留・離脱をカードとして2007年以降も児童年金の増額を求め続けている。もとより、シャスも世俗勢力の強い反発に直面して、ハルパート法の復活が困難であることは理解しており、要求額は^{ウルトラオーソドックス}下げられている。また、^{ウルトラオーソドックス}超正統派の労働市場への参入の必要も渋々ながら認めている。ただ、これまでに十分な職業訓練や世俗的な教育を受けてこなかった彼らが労働市場に参入しても、得られる賃金は相対的に低く、貧困から脱する可能性は低い。彼らが一定の収入を得られるまでの移行期間の支援措置として、やはり児童年

金は増額されるべきだとシャスは主張する。

いずれにせよ、本来は児童福祉の問題として議論されるべき児童年金が、主として救貧政策との関連で論争になるというところに、イスラエル社会の固有の状況が現れていると見るべきであろう。ある統計によれば、総人口の8%を占めるに過ぎない^{ウルトラオーソドックス}超正統派が、社会の貧困層の18%を構成している。彼らの居住区では、場所によって子供5人以上の多産家族が42.5%を占める(世俗勢力の強い都市部では2%~5%)のである。^{ウルトラオーソドックス}超正統派全体の一世代あたりの子供の数は2001年の4.3人から2006年には4.1人まで下がった。2歳以下の乳幼児の数は、0.45人から0.37人まで18%の減少を見た。これに対して、彼らの就労率は、男性が2001年の23.2%から2006年には27.7%まで、女性では42.1%から49.4%まで上昇している。これを見る限り、児童年金の改革は、世俗勢力が見込んだ成果を挙げているということになる。

このように見てくると、ユダヤ暦新年の祭日^{ウルトラオーソドックス}に超正統派の人々が家族単位で所在無げに街を徘徊する背景がおぼろげながらわかるような気もする。彼らは貧乏なので家は狭く、しかし子供が多くて家にいると息が詰まるのである。なので休日には一家揃って外に繰り出し、同様にあてもなく街を彷徨う他の家族と行きかっちは挨拶をし、雑談をし、日がな一日を送るのである。児童年金の改革は、そのような彼らの思想と行動とを変えるきっかけを提供するものとなるであろうか。